

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会 会議録

令和2年1月20日 開会

令和2年1月20日 閉会

埜 町 議 会

令和2年埴町議会第4回定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会会議録目次

第1号 (1月20日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○証人として出席した者	1
○地方自治法第105条による出席	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○証人尋問	3
○その他	4 1
○閉会の宣告	4 1

令和2年1月20日

埴町議会第4回定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会会議録

議事日程(第1号)

令和2年1月20日(月)午前10時30分開会

日程第1 証人尋問

証言を求める事項 定住促進住宅新築工事の設計入札に関する事項

その他

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員(12名)

1番	七宮広樹君	2番	下重義人君
3番	吉田広明君	4番	青砥興藏君
5番	高縁光君	6番	吉田克則君
7番	鈴木茂君	8番	鈴木安次君
9番	小峰由久君	10番	割貝寿一君
12番	藤田一男君	13番	鈴木孝則君

欠席委員(1名)

11番 小林達信君

証人として出席した者

宮田秀利君

生方良一君

天沼恵子君

地方自治法第105条による出席

議長 大縄武夫

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 藤田 淳 一 書 記 根 本 雅 士

開会 午前10時30分

◎開会及び開議の宣告

○委員長（割貝寿一君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会を開会いたします。

初めに、小林達信君より本日の会議を欠席すると届けがありました。

本日は、定住促進住宅新築工事の入札事務に関する関係人の方々から証言を求めることとしております。本日、証人に証言を求める事項は、定住促進住宅新築工事の設計入札に関する事項の件であります。

なお、本日は、傍聴者の入場を許可しております。

マスコミを含む傍聴人の皆さんに申し上げます。これより、議場内においての写真や動画等の撮影、録音については一切許可をいたしませんので、ご注意願います。特に、マスコミ関係の方、よろしく願いいたします。

事務局において、禁止事項が守られているか確認をお願いします。

ここで、証人尋問に入る前に、証人、埴町長宮田秀利君より補佐人の同伴願が提出されておりますので、その写しをお手元にお配りしました。この件については、運営要領により許可すべきものと認められます。

お諮りします。

証人の補佐人については、同伴を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（割貝寿一君） 異議なしと認めます。

証人、埴町長宮田秀利君の補佐人の同伴を許可することに決定しました。

それでは、お配りしました日程により進行することにいたしますので、ご協力をお願いいたします。

◎証人尋問

○委員長（割貝寿一君） 日程第1、証人尋問に入りたいと思います。

証人3人への尋問は、まず委員長の私が総括的に行い、その後、補足的に各委員から行います。私が尋問いたします間、副委員長と交代いたします。

それでは、これよりの進行を副委員長、よろしく願いいたします。

○副委員長（小峰由久君） それでは、これより順次証人尋問を行います。

初めに宮田秀利町長に証言を求めます。

宮田証人及び補佐人は入場してください。

〔宮田秀利証人、補佐人入場〕

○副委員長（小峰由久君） 補佐人をお願いいたします。補佐人におきましては、証人が助力を求めたときのみ委員長の許可により助力できますので、ご注意願います。また、補佐人は発言できませんので、念のため申し添えます。

それでは、これより証人尋問を始めたいと思います。

宮田証人におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産婦、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合に証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときには、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないことになっております

が、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。
すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓をお願い申し上げます。出席者の皆さん、全員起立をお願いいたします。

[全員起立]

○副委員長（小峰由久君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（宮田秀利君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年1月20日。宮田秀利。

○副委員長（小峰由久君） ご着席願います。

[全員着席]

○副委員長（小峰由久君） それでは、宣誓書に署名捺印をしてください。

[宣誓書署名捺印]

○副委員長（小峰由久君） これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、ご発言の際には、その都度許可を得てされるようお願いいたします。

質問は、まず委員長が行い、その後、各委員からさせていただきます。なお、こちらから質問しているときはご着席のままで結構ですが、お答えのときにはご起立願います。

委員各位に申し上げます。本日は、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いいたします。また、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、委員長、よろしく願います。

○委員長（割貝寿一君） それでは、私からお尋ねいたします。

まず、あなたは宮田秀利さんですか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） はい、そうです。

○委員長（割貝寿一君） 工事等の指名業者選考内申書並びに通知書という書類がございます。それを直轄する課長が町長に持っていったときの状態をお聞きしておりますが、その場合に書き直しがあったのかどうかをお聞きしております。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 書き直しは、私がやっております。

○委員長（割貝寿一君） 町は資格審査をして入札に臨むと実施要綱にありますが、入札業者の資格有無は業者の責任になるのかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 内容を、もう少し具体的にご説明をいただければありがたいです。

○委員長（割貝寿一君） 町は資格審査をして入札に臨むと、指名競争入札実施要綱にあります。入札資格がないにもかかわらず参加ができてしまいました。しかしながら、後で、建設業法違反でこの業者は処罰されております。入札業者の資格あるなしは、結局はここでたゞすことは、幾ら参加をさせていただいても自分に資格がないと判断すれば、自分の責任で行動しなければならないのかということをお聞きしております。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

参加業者にもその責任の一端はあると、このようには思っております。

○委員長（割貝寿一君） 工事等請負業者指名選考内申書並びに通知書において、なぜAランク2社を消したのか、Cランク4業者を手書きで追加してあり、入札資格がないと思われるが認識していたのか、また、追加4業者の代表及び住所が抜けており、公文書としてはお粗末と思われるが、再度正式に作成できなかったのかお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

今のご質問、ちょっと時系列的なお話もしなければならぬということでお話をさせていただきます。

内申書、内申の通知書ですか、この書類、私が目にする機会がございました。このときに、内容、請負内容、50坪程度の木造の建物であるということで、私といたしましては、中小の工務店さん、大工さんでも十分作業が可能であるだろうと、このように考えたわけでありませう。

そんな中で、何で一般の大工さん、工務店さんが参加できていないのかと、こういう話を

させていただきました。そのとき、担当課長、そして指名運営委員会の副委員長でもありました職員が一回その書類を持って帰りました。暫時時間がたった後、私のところに来てこういう話をしたんです。「指名追加したいんならば、書き加えてください。」と、こういう話をされました。これは、私、その当時、関係法令等々を理解していなかったということでもありまして、言われるまま、指示のままに進めたわけではありますが、そういうふうなお話をいただいても、どの業者さんがご参加なさっておるのかということもわからないということでお話をさせていただきました。

そしたらば、名簿ですか、これを持ってきていただきまして、その中で、私はその業者さん、のっかっておった4つの業者さん全てを書き足しました。そして、なおかつ8社になったわけですけれども、この8社では多過ぎないのかというお話をさせていただきました。そしたらば、どちらが言ったか別なので、はっきりはしないのでありましたけれども、今回は、Aクラスということですから、上部2社のご遠慮いただくということで、残り6社でやる、6社ということで、その書類を記入後に担当課長、副委員長ですか、である担当者が持って帰りました。その後、私は、実際その書類がどのようになったかは全くうかがい知ることとはできませんでしたが、入札当時、入札日に初めてその方々が入札に参加できたんだということを知ったというのが現況であります。

当時、私は就任したてということもあって、不勉強な部分も恥じ入るわけではありますけれども、本当にわからなかったということで、担当者の指示に従ったと、これが本当の話であります。

○委員長（割貝寿一君） そのときの課長さん、担当が4業者を提案されたという認識でよろしいでしょうか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほども申しあげましたように、名簿に書いてある方を私は順序で、そして、なおかつ登録名でそれを記帳したということでもあります。

○委員長（割貝寿一君） そのように、こちら、認識しておきます。

平成29年1月13日、定住促進住宅新築工事入札について、同年5月25日と26日に不適切な事務処理と説明しておりますが、どのようなことなのか。職員のミスを言っているのか、町長自身を含めて言っていたのか、お尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田町長。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

不適切と申し上げますのは、経審を受けていない業者さんであるということをきっちり調べておかなかったと、調べていなかったということに対して不適切であったと、こういうふうに認識をしております。

○委員長（割貝寿一君） 町長は、そこには入っていないという認識でよろしいでしょうか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほども申しあげましたように、入札時に初めて参加しておった、参加ができたんだという認識を持ったぐらいでありますから、その事務的な内容の精査、これは事務方の仕事であると、こういうふうには考えて、その当時は、そのことすらもわからなかったというのが現況であります。今のこの立場というか、ある程度自分でも勉強させていただきましたので、当然、事務方が精査した上でその入札に出すべきだったろう、入札に参加させるべきだったろうと、このように思っております。

○委員長（割貝寿一君） 建設業法に定めのない入札及び建築は無効と思われませんが、町の説明は、当時、契約は有効で工事を継続させたいと考え、一時中断もせずに完成させましたが、今でも問題なかったとお考えですか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

当時は、先ほど申しあげましたように、何分にも知識不足ということもございまして、事務方、職員のほうから、これは契約上は全く問題ありませんということでお話はいただいております。ただ、現状での説明は、またちょっと変わってはくるんですが、その当時はそういう認識でした。

○委員長（割貝寿一君） 令和元年10月8日の全員協議会で、地検に書類送検された事実を公表し、談合に関与した事実はなく、書類送検はまことに遺憾と全面否認いたしました。が、認識は今も変わっておりませんか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） その当時と全く変わっておりません。

○委員長（割貝寿一君） 入札参加資格申請について、申請書及び経営事項審査申請書の写し及び経営事項審査結果通知書の写しを添付することになっておりますが、町長は、このことに気づかないままCランク業者をつけ加えたのかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 全くわからないで実施した、これが本当であります。

○委員長（割貝寿一君） 指名業者を変更する際、町長や総務課長、所管課長で協議はなかったのですか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 課長同士の話し合いは、私は参加しておりません。参加していないと申し上げますが、関知はしておりませんし、みんなで一緒に話し合いをしたこともありません。

○委員長（割貝寿一君） 指名業者を変更する町長は、法令等の何に基づいて決定したのかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほど来申し上げておりますように、当時は法律的なもの、条例的なものを含めてほとんど内容がわからなかったというのが現状であります。

○委員長（割貝寿一君） 財務規則にある契約権者の権限で書き加えたと答弁しておりますが、契約権者の権限で書き加えてよいとはどこにも書いておりません。全ての入札行為が契約権者の意向で変更できるのであれば、埴町指名競争入札実施要綱、埴町工事等指名委員会設置要綱、埴町財務規則は必要なくなると思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） そういうふうな決まりは遵守すべきだろうと私は思っておりますが、当時は、先ほど来申し上げるようによくわからなかったというか、理解できていなかったということがあります。そして、町長の権限でというか、財務規則で言うところの契約権者の権限、これは、当時は認識しておりませんでした。でしたから、実際に書き加え、それから削ったという行為自体は私の政策的なものであって、それが要するに法令、条例等々に合致したものでどうかというのは、やっぱり事務方でしっかり検証していただければと、検証していただいていたおったらば、今ですけれども、今の気持ちでお話をさせていただきますと、検証していただいていたおったらばこんなことにはならなかっただろう、こんなふうには思っております。

○委員長（割貝寿一君） 先ほど、地元の小さな業者、大工さんの仕事も必要だということでおっしゃられておりましたけれども、Aランク2社を削除する理由はどこにもないと思われるんですが、削除したそれぞれの理由があればお答え願います。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 削除したことに対しては、特別な意図はございませんでした。先ほど

申し上げましたように、8社では多過ぎないかということで、当時担当課長でありました職員と話をし、どちらかとはちょっと覚えてはいないんですが、今回の工事に関しては、それほど大きな工事ではないので、その2社には休んでいただく、今回はご遠慮いただくというようなことでお話をした、こういうふうな内容になります。

○委員長（割貝寿一君） 在来工法でも建築可能な建物なので、建築技術の継承のためにと町長は先ほど答弁されておりますが、4業者それぞれどのような技術を期待してつけ加えたのか、お答え願います。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 在来工法の継承者としての実力を私は見ておった、認めたということでもあります。

○委員長（割貝寿一君） 最初に、指名業者内申書または通告書に記載されておりましたBクラスの2業者のうち1社、これは、当時、2カ月後の3月末をもって建築業をやめる判断をしていたと思います。もし、このBクラス、Bランク1社が入札、落札された場合はどのような判断を町長はしようとしていたか、お尋ねいたします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） そのような情報を私は持っておりませんでしたので、全くその判断と申し上げますか、その考え方は持っておりませんでした。

○委員長（割貝寿一君） 当時の担当課長からCランクの4業者をつけ加えることに問題があることを提起されなかったのか、お伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

全く提示されませんでした。

○委員長（割貝寿一君） 町長みずからが塙町の入札手順を遵守しなかったことでこのような問題が発生したと思われませんが、再度、町長の認識はどうかお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほど来、本当に同じ話になってしまうんですが、当時、それだけの知識がない、わからなかったものですから、事務方はきちっとその仕事はやっているものと、このようには思っておりました。

○委員長（割貝寿一君） 2017年7月号財界ふくしまに、今回の入札変更についての指摘記事が掲載されましたが、内部情報と思われる内容であり、内部機密情報漏えいの調査は行っ

たのかお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 行っておりません。

○委員長（割貝寿一君） 入札参加資格者名簿を確認してから工事等請負業者指名選考内申書及び通知書を決裁したのかお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 確認はいたしておりません。あくまでも事務方から上がってくる書類、これが全てだと、このように考えておりました。

○委員長（割貝寿一君） 業者指名選考に当たり、町長指示で行われたものなのかどうだったのかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） その対象の内容をご説明いただきたいと思います。

○委員長（割貝寿一君） この申請書または通告書、これに手書きの資格のない業者が記入されておりますので、そのときのやりとりは私のほうも知りませんが、町長の意思がそこに強く出されていたのかどうかお伺いいたします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 私の強い意志と申し上げますよりは、先ほど来お話をしておりますように、参加、要するにあれですね、大工さんとか工務店さんが参加何でできていないのということから、その後は、先ほど来お話をしておりますように、担当者の指示でつくった書類であります。

○委員長（割貝寿一君） そのやりとりは、大分ニュアンス的に宮田証人と相手、直轄課長との間では温度差があったのかどうか知りませんが、まずは一般の大工さんでもできませんかというお尋ね、ただしによってはそんなくした可能性も出てくるんであろうと私のほうは少しそういう、感じましたので、お尋ねしたところであります。そういう今のお答えで、私のほうは十分でございます。

指名選考に当たって、町長、契約権者が決定したことに對して責任をとる話が出されたのか、お伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） もう少し詳細にご説明をいただければありがたいです。

○委員長（割貝寿一君） この資格のない4業者が町長の手書きで追加されております。その

ことに対して、その場で町長の考えを通したと判断して、何かあったときは町長みずから責任をとるということを示唆したのかお尋ねしております。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

その4業者に対して、4業者に関しましては、資格がないということは全く知らなかったというのが現状であります。ですから、そのことに対しての責任ということをお尋ねしても、大変困りますと申し上げますか、そういうことは考えてはおりません。

○委員長（割貝寿一君） 入札金額で落札者が決まりますが、なぜ工事实績のあるランクA2社を外したのか、また、4業者を追加し、8業者での選考はできなかったのかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほど来申し上げておりますように、8業者では多過ぎないかという話の中で、これは、当時1対1の話ですからあれなんですけれども、担当課長との話し合いの中で、この業者2つは、それほど大きな仕事でもないの今回のご遠慮いただきましょうということでご遠慮いただいたと、ただそれだけでございます。特別な意図はございません。

○委員長（割貝寿一君） 5,000万円以上の工事契約は、Aランク以上の業者でしかできません。5,000万円以上の契約ではなく、予定価格が5,000万円以下の4,990万5,720円となっているのは何かのお考えがあったのか、お尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 予定価格に関しましては、事務方から上がってくる数字でありますから、私がどうのこうのというふうな数字のいじりは全くできません。

○委員長（割貝寿一君） 先ほど来、資格のない4業者を加えたということは、地元の業者の大工さん等の発展、技術継承のためというお答えが一部ありましたが、この運営委員会で決定した指名業者にいつ4業者を加えたのかということは、担当課長が内申書、通知書、起工伺を一緒に出したときだったのか、その後、ご自分で記入されたのかをお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 確実な記憶ではないんですが、起工伺と一緒に一緒だったかというふうに思います。

○委員長（割貝寿一君） 4業者を加えたことにより、総務課長や所管課長から経営事項審査等の説明や指摘はなかったのか、再度伺います。

○副委員長（小峰由久君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほど来申し上げておりますように、書き加えた後は全くコンタクトはございませんでしたので、参加できたんだという確認がとれたのは入札日ということでお話をさせていただいております。

○委員長（割貝寿一君） これで、私の代表質問を終わります。

ここからは、進行を私が行います。席の移動を行いますので、少々お待ちください。

それでは、ほかの委員からの質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

藤田一男君。

○12番（藤田一男君） 藤田です。

今、もう入札から3年たっております、正直、業者の方々にも家宅捜索が入って大変な迷惑をしているというところがございますが、ちょっと聞くところによると、今、検察から起訴、不起訴というのは、連絡はないそうですね。それで、こちらから聞けば返事はしてくれるということですので、これはある業者さんの話なんです、12月末ごろにもはや不起訴になっていますよと、いや、それは文書で送ってきて、文書で送ってもらって、12月末にはもう不起訴になっているという検察の判断だそうですが、町のほうでは……

○委員長（割貝寿一君） 藤田一男委員にお尋ねします。起訴、不起訴はここでは関係ないことと思いますので、質問のほうに専念していただきたいと思います。

○12番（藤田一男君） 町のほうで、検察にお伺いを立てているのかどうかを聞きたいと思っております。

○委員長（割貝寿一君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

全て検察にお任せをしておりますので、そういうことはございません。

○委員長（割貝寿一君） 藤田一男君。

○12番（藤田一男君） あと、質問も私も通告しておいたのですが、カットされちゃったのか、差しさわりなかったら、今回の問題で告発されて、町の信用も下がってしまって、あとは業者も大変えらい迷惑をしているということで、なぜこういう告発をしたのかということもありますので、告発者の名前を発表できるものなら発表していただきたいと思っております。

○委員長（割貝寿一君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） この席、百条委員会ということでもありますので、あえてお話はさせていただきます。

告発者でありますけれども、これは、告発状を町に提示なされた警察関係、警察がはつき

りと名前を申し述べていったということを私はお聞きしております。告発者は、埴町在住のキクチモトフミ氏と聞いております。

○委員長（割貝寿一君） 今の答弁ですが、はっきり言って差し支えありませんか。確認します。警察当局並びにそっちのほうに迷惑は行かないかどうか、この個人名が出た現実性を追求されるおそれもありますので、再度確認しておきます。

宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

告発書、告発状ですか、提示されたときに、担当の職員が聞いて、名前を言われましたということは私に報告がございました。

○委員長（割貝寿一君） 鈴木茂君。

○7番（鈴木 茂君） 7番、鈴木茂です。それでは、お聞きします。

入札業者を4業者加えたときのいきさつについてお聞きをしますが、先ほど、町長は、追加したいなら書き加えてくださいと課長から話があったと、そういう答弁をしておりますが、それより先に町長から業者を書き加えたいと先に言ったのか、そして、資格者名簿を持ってきなさいと、そういう話をして、そのために課長が資格者名簿を提出して、ここから選んで書き加えてくださいと言ったのか、そのいきさつをお伺いします。

○委員長（割貝寿一君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 先ほど来申し上げておりますように、加筆はこのように、参加させたい業者さんを書き加えてくださいということで、お話ししましたように、業者さん、どの方が登録されているかわからないということで名簿をいただいて、名簿に記載されておる方を全部書き加えたということでもあります。ですから、二本線を引っ張って判こを押すという指示も当時の課長にはいただきまして、それは、後での仕事であります。先ほど来の説明のとおりであります。

○委員長（割貝寿一君） 鈴木茂君。

○7番（鈴木 茂君） 再度お聞きしますが、一番最初に話を出したのは、町長がもっと小さな業者を書き加えたいと、一旦先に申し出したというふうに私は確認をとっていますが、それで間違いはないですか。

○委員長（割貝寿一君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） お答えを申し上げます。

そのような具体的な話はしておりません。あくまでも中小業者、工務店さん、大工さん等

にも何で参加できないのかという話だけで、その後は、先ほど来お話ししているとおりであります。

○委員長（割貝寿一君） 調査をしている委員会でございますので、追及等のおそれがあることは慎んでいただきたいと思います。

ほかに。

吉田広明君。

○3番（吉田広明君） 3番議員、吉田広明です。

2019年12月号財界ふくしまに、町長の印が押された工事等請負業者指名選考通知書の写しが掲載されております。これになります。どこからの情報の漏えいといいますか、が考えられるのか伺いたいと思います。

○委員長（割貝寿一君） 宮田証人。

○証人（宮田秀利君） 全くわかりません。

○委員長（割貝寿一君） ほかに。

[発言する人なし]

○委員長（割貝寿一君） 以上で、宮田秀利町長に対する尋問は終了いたします。

証人及び補佐人におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。どうぞ退室してください。

[宮田秀利証人、補佐人退室]

○委員長（割貝寿一君） それでは、休憩します。

再開は1時30分でお願いします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時30分

○委員長（割貝寿一君） 休憩前に引き続きまして、定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会を開かせていただきます。

進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（小峰由久君） 初めに、マスコミを含む傍聴人の皆さんに申し上げます。これより、議場内においての写真や動画等の撮影、録音及びパソコン等の電子機器の当議場内にお

いての写真や動画の撮影、録音については一切許可をいたしませんので、ご注意願います。
特に、マスコミ関係の方、よろしく願いいたします。

事務局において、禁止事項が守られているか確認をお願いします。

次に、生方良一さんに証言を求めます。生方良一さん、入場してください。

〔生方良一証人入場〕

○副委員長（小峰由久君） 証人、ご着席願います。

証人におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産婦、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合に証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨お申し出を願います。それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3カ月以上5年以下の禁錮に処せ

まず初めに、入札業者のランクづけはあくまで役場内部のもので、CランクでもBランクでも入札に参加できると答弁がありましたが、あなたはどう思いますか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 入札の指名につきましては、町の入札の指名、関係の要綱がございまして、それぞれランクづけがされております。建築工事で言いますと、5,000万円以上がAランク、それから1,500万円以上5,000万円までがBランク、1,500万円以下がCランクというような格付がされていたかというふうに思います。

ちょっと、私も手元に何も資料もございませんし、もう既に退職して3年近くたっておりますので、細かい部分については違いがあるかもしれませんが、そのように記憶をしております。

○委員長（割貝寿一君） それでは、Bランクの公共工事に対して、Cランクは入れると思っておりますか。どうですか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） Cランクについては、1,500万円未満の工事について指名できることになっていたかと思えますけれども、Cランクというのは、経営事項の審査を受けていないというようなことで、あとは、公共事業についても余り実績のない業者が主でございます。そういう業者につきましては、やっぱり公共事業、いろいろ書類的な部分もございまして、技術的な問題もありますので、そういう制限がされているんだろうというふうに思います。そういうことで、1,500万円を超えるような工事につきましては、Cランクの業者は入れないということに要綱上なっていたかというふうに思います。

○委員長（割貝寿一君） 町長が新たに手書きで4業者を加えて入札することは無理であると進言しましたか。お聞きします。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 今回の工事の入札指名につきましては、起工伺というものをするわけですけれども、それ以前に、その前の段階で指名選考委員会というのがございまして、それに対して工事の担当課のほうから、こういう業者を指名したいということを要綱に、要綱がございまして、その要綱に基づいて選んだ業者を指名選考委員会のほうに内申をいたします。この工事につきましては、5,000万円を超えない四千九百何万円かだったかと思いますが、設計額が、でありましたので、ランクとしてはBランクになります。

ただし、この事業につきましては、国庫補助事業でございました。国庫補助事業につきま

しては、Aランクの業者も加えることができるといいますか、入れることができるというふうになっておったと思いますので、町内のAランク業者2業者、それからBランク業者2業者を選びまして、指名選考委員会のほうに内申をいたしました。その後、委員会が開かれて、そのとおり認められたということでございます。その認められたものを指名業者として起工伺に添付をいたしまして、発議といいますか、起案をしたところでございます。

すみません、それで、どういう、あとの質問は。

○委員長（割貝寿一君） その資格のない4業者を入れて入札はできるかできないか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） そういうことで、要綱上は、Cクラスの業者は、この工事については参加することができないというふうになっております。いますので、そういうことだろうというふうに思います。

○委員長（割貝寿一君） 再度、重複するかもしれませんが、町で取り決めた実施要綱は変えることができるかと町長が述べていたかと思いますが、そのとおりだと思っておられますか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 要綱というのは、町役場の内部の事務を進める上でのルールでございますから、そういう意味では、内部のルールですから、最終的には町長決裁で変更、改正はできるものでございます。ただし、それは、要綱というのは、いろんな法律とかそういうものも勘案されてつくられているものでございます。

今回の件で言いますれば、建築業法に今回のこの入札指名について違反しているということが言われておりますが、まさに建築業法で言う経営審査を受けていない業者は1,500万円を超える工事を請け負ってはならないというふうになっておりますので、そういうことが既に要綱の中に織り込み済みとか、織り込まれているということでございますので、ですから、そういうことを勝手に改正するというのはいかがなものかというふうに思います。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） ただいまおっしゃられました建築業法、建設業法とも言っても……

〔発言する人あり〕

○委員長（割貝寿一君） ええ、では、訂正させていただいて、建設業法ということでしておきます。

町長権限で何でも変更可能ならば、入札業者選考委員会の選定は無意味なものではないか、この点ではどう思われておられますか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 指名選考委員会という組織があるというのは、そういう、過去にいろいろな問題が、そういうことで長の自由裁量でもって指名ができるというようなことで、いろいろな問題が過去に生じてきたということから、指名選考委員会というようなものを設けて、職員の主に課長クラスが構成員でありますけれども、その中で、要綱に従って選考した結果を発注者である町長は尊重するということだろうというふうに思っております。

ただし、最終的な決定権者は発注者である町長であるということもあるかと思っておりますけれども、その辺の兼ね合いかなというふうに思います。

○委員長（割貝寿一君） 入札予定価格は、当初5,000万円と聞いておりましたが、4,000万円台に変更になったのはいつごろか、あったとしてですが、また、それは町長指示によったものだったのかお答え願います。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 予定価格というのは、昔はよく設計額よりも下げて設定したという、昔、そういうこともありましたけれども、現在は、そういう設計額を根拠なく予定価格としてカットするということはいけませんというような国からの通知がありまして、本当に端数処理ぐらいはする場合がありますけれども、ほとんど設計額と同額であることが現実でございます。

今回の工事につきましては、設計を積算して詰めていって、いろいろ、予算的には多分5,000万円を超えていたかと思っておりますけれども、なるべく、提出期限でございますので、設計上も切り詰めていった結果が四千九百何十万円かだったというふうに思っております。ですから、予定価格もそれに従って設計額と多分同額だったように記憶をいたしております。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 初めにも説明していただいたかと思っておりますが、入札審査時の格付基準について、内部規定の基準内容はどのようなものか、再度お伺いします。

質問内容をもう一回言いますか。

〔発言する人あり〕

○委員長（割貝寿一君） 再度というか、この質問に対してもう一回、同じであれば、それでも言っていただければと思います。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 入札指名のそういう要綱でございますが、先ほどもお答えしたとおり、

A、B、Cのランクがありまして、それぞれ設計といいますか、設計金額によって決められているというか、指名できるランクづけが決められておりまして、あと、そのランクづけに対しては、2年に一遍だったと思いましたがけれども、指名願というのが各業者さんから町役場のほうに提出されまして、それによって総務課のほうで内容を審査して、実績等、それからその技術者、技術力とか、先ほど言いました経営事項審査とか、そういうものを審査してランクづけをしているところでございます。

○委員長（割貝寿一君） 指名業者選定の際、経営事項審査を受けていたかチェックしなかったのかという質問で、当然Cクラスはその必要がなく、Bクラス以上がその経審にひっかかるかと思うんですが、この選定の際、指名業者選定の際、経営事項審査を受けていたのかチェックというのはしたかしなかったのか、再度確認のために質問したいと思います。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 経営事項審査については、指名願の中に出てくる事項だと思いますけれども、それらをチェックして総務課のほうでA、B、Cのランクづけをしております。ですから、当然、Cランクについては経営事項審査ですか、が行われていないということですから、Cランクを指名業者とすること自体がもう既に経営事項審査を受けていない業者ということになるかと思えます。

○委員長（割貝寿一君） 町長がAランク業者を削除し、新たにCランク業者をつけ加えたのをいつ知ったのか、また、そのときどう思われましたか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） いつ知ったかということですが、これについては、起工何の決裁文書が、私のところに決裁が終わって、戻ってきて中身を見たら、Aランク業者2業者が削除され、Cランク業者4業者が町長みずからの手書きでもって追加されていたということを知りまして、確認をいたしました。

それで、どう思ったかということですが、これについては、ちょっと事前に総務課長のほうから、当時の総務課長から、町長のほうからCランク業者を加えたいという話をされたけれども、総務課長は、それは要綱上できないという説明をしたけれども、ご納得をいただけなかったという話は事前に聞いておりましたので、それでも、そういうことで2社を削り4社を追加したということですが、我々職員にとっては、職員は、仕事というのは、文書でもって仕事をするわけですね。文書に始まり、そして、仕事の結果をまた文書によって残すということですから、公文書です、我々にとっては公文書、その

公文書を訂正され、削除し、みずからCクラスの4業者をつけ加えたということは、これは大変重いことでありますし、我々職員にとっては、それは職務命令でございますので、それは最終的には従わざるを得ないだろうというふうに思いました。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） その手書きの資格のないCランクの4業者を確認したときの思いを今、述べていただきましたが、現実的に威圧を感じましたか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 私は、直接その件について町長とお話をした覚えはありませんでしたので、ただ、事前にそういう、総務課長からお話を伺っておりましたので、再度私が同じことを説明しても、考えを変えていただくことは無理なのかなというふうに思いました。

今、考えれば、もうちょっとお話をして、できれば変更、変更というか、もとに戻していただくようなお話をすべきであったかなというふうには反省をしているところでございますが、強いやはり意思を感じたというのは間違いございません。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 次の質問は、今のことと重複することなので、次飛ばしまして、Cランクの4業者が県の経営事項審査、経審を受けていないことを知ったのがいつかということで、これも、先ほど順を追って部下のほうで調べて持ち上げてくるということで、これも、先ほど言った説明で十分かと思えます。

では、次の選考委員会の内申書を町長に提出した時点で訂正があったのか、後で訂正されたものが渡されたのかということも先ほどの説明で、その場ではなくて後から受けたということですが、再度、もう一回お願いします。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） いろいろ起案というか、発議をして町長まで決裁をもらうことが多いわけですがけれども、緊急性を要する場合とか、特に説明を要する場合以外は、それぞれ担当者、係員、課の課長補佐、課長、それから財政的な確認が必要ですので、総務課の財政係、課長補佐、総務課長、当時は、副町長がいらっしやいませんでしたので、その後、直接町長にその文書が回って、決裁をされて戻ってくるということでございまして、今回の発議、起案文書については、そういうことで、直接説明をしないで、最終的には戻ってきたということでございます。

○委員長（割貝寿一君） これも、先ほどと重複しますが、わからないんですけれども、上記、

先ほどのどちらの時点でも町長に建築業法の説明をしたのかということで、先ほども、しっかりと説明をすればよかったのかという答弁でしたが、その後、選考委員会でこの問題の対処等について協議したのかお聞きします。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 選考委員会は、要綱、ルールに従って審査していくものでございますので、それをノーというふうに突きつけられているわけですから、そこでもう一度やるということは考えられないといえますか、特に選考委員会を開いたりということはなかったと思います。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 本件全ての入札参加業者資格申請と受理、手続は誰が行ったのか、これは、直轄の担当だった課長でよろしいのでしょうか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 入札の参加願につきましては、総務課が受け付けをしておりますので、私どものまち整備課は、それが総務課のほうで審査がされて、整理されたリストは配布されておりますので、そのリストの中から、既にリストにはA、B、Cランクが記入されておりますので、その中から選んでいるといえますか、まずは地元業者優先というような形でもって町内業者からリストアップするというところでございます。

○委員長（割貝寿一君） もし、最初に提出しましたAランク2業者、Bランク2業者、これが、Aランク2業者が削除されましたが、本来であれば、入札参加業者というのは平均5業者ぐらいは最低ないとだめだと。その場合に、2業者Aランクを消したのであれば、その後のBランク2業者のほかのBランクはもう埴町にはなかったわけですね、その当時。そういう場合は、どうしてもその規格どおりに入札業者を選定する場合には、東白管内から入れるということもあるんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 本工事については、ランクがBランクでございましたので、本来であれば、Bランク5業者以上を参加させるというのが一番理想だというふうに思います。町内には、Bランク業者が2業者しかなかったと思います、当時。それで、国庫補助事業でもありましたので、Aランク加えるということができましたので、Aランク2業者を加えて4業者で入札をしたいということでの内申をしたところですが、通常は、5業者以上を選考するのが基本的なルールになっております。ただし、5業者にするとすると、あと1社はどこを

選ぶかというような話になるかと思えますけれども、そうすると町外の業者になるわけですが、多分、Bランクだと、町外までに広げますと結構あるんだろうというふうに思います。そうすると、逆に絞り切れないといえますか、そういうことがございまして、町内のAランク2社、Bランク2社で行ったというふうに記憶しております。

町外業者を入れる場合は、いろんなランクづけ以外にも、なるべく地元業者を選びたい、地元業者を育成したいということと、あと、技術的な面、ですから、例えば橋なんかをつくる場合ですと、本当に業者が限られてしまいますので、県内とか県外までのそういう業者を選んで入札を行ってございましたけれども、今回の工事につきましては、本当に一般の住宅を2棟くっつけてつくるような工事内容でありましたので、そんなに技術的な難しさはないというふうに判断をしておりましたので、できるだけ町内業者というふうな考え方で進めたというふうに記憶しております。

○委員長（割貝寿一君） 資格のない4業者が後からつけ加えられて、その資格のない4業者のうちの1つが落札しました。これを知って、どう思いましたか。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 入札の結果、Cランクの1つの業者が落札をしたわけですが、まず、落札金額がかなり予定価格を下回っておりまして、その点については、ちょっと心配をした記憶がございします。現在の入札の場合、入札書以外に工事の内容の、工事種目の内訳書も一緒に提出をさせることとなっております。いわゆる、建築ですと基礎とか、大まかに言うと、直接工事費が幾らで、そのほか間接工事が幾らで、合計幾らというような内訳みたいなものを提出させているわけですがけれども、私、それでちょっと確認したところ、直接工事費について、いわゆる直接工事を行うお金については、ほぼ同額の金額になっておりました。ですから、安かったというのは、いわゆる間接工事が設計よりもうんと少なく見積もられていたということでした。

間接工事費というのは、本当に従業員を抱えている事業者であれば、その従業員の退職金、ボーナス、福利厚生費、雇用保険とかそういうものまで一切見るわけです。そういうのも含まれたものでございしますので、かなり幅があるわけですがけれども、落札した業者については、大工さんが主な工事業者でございしますので、そういう一人親方とか、または家族で従事しているというようなことの方々ですから、そういうものは確かに少なくなくて済むんだろうなというふうに思いました。ですから、何とか工事自体については問題なく施工されるのではないかとこのように思いました。

そういうことで、ちょっとびっくりをいたしました、何とか大丈夫かなというふうな印象を持ったところでございます。

○委員長（割貝寿一君） 後で業者が追加されたというのは、その意味は町長の意味も感じられたということで、落札業者がその中に入っていたということに関してそれほどの驚きはなかったのか、もう一度お聞きします。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） そもそも、Cランク業者がこの入札に参加することはルール違反だというのは承知をいたしておりました。ですから、そこが落札をしたということは、ちょっと不安な部分もあったのは事実でございます。ただ、町長は、前からそういう小規模の事業者にも育成していかなければならない、チャンスを与えなければならぬということをおっしゃっていましたので、そういう考えが非常に強かったのかなというふうには感じておりました。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 最後に、指名選考に当たりまして、町長、契約権者が決定したことに対しまして町長自身が責任をとる話が出たのかどうかお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 生方証人。

○証人（生方良一君） それは、ルールを無視してやったことについての結果に対して、町長が責任をとると言ったかどうかということでございましょうか。私、この入札に関して直接町長とお話をいたしておりませんので、その点についてはわかりません。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） これで、私の代表質問を終わります。

ここからは、進行を私が行います。席の移動を行いますので、少々お待ちください。

それでは、ほかの委員からの質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

藤田一男君。

○12番（藤田一男君） 藤田です。

生方証人にお伺いしますが、わかっている範囲でいいんですけども、今まで、歴代町長の中で、指名運営委員会で決定後、業者を変更したことがあったかどうかお伺いします。

○委員長（割貝寿一君） 生方証人。

○証人（生方良一君） これは、以前の町長ということですか。

私の経験からですと、そういう工事事業に携わったことは、過去に建設課で4年ほど在職

していたことはございますけれども、余り建築とか工事に携わった期間は長くございませんので、詳しくはわかりませんが、私が経験した中では、そういう経験はございません。

○委員長（割貝寿一君） 藤田一男君。

○12番（藤田一男君） それから、指名業者を今回変更、4名新しくCランクを入れたということで、その中で経審を通過していない業者が4社入ったということで、このことを、先ほどの説明で、わかっていたと課長は説明していたんですが、なぜそれを町長に、この業者ではだめですよと進言をしなかったのか、また、この指名業者が変わった場合はもう一回選考委員会を開くべきだと思うんですが、なぜ開かなかったのか、その辺をお伺いします。

○委員長（割貝寿一君） 生方証人。

○証人（生方良一君） 先ほどもお話をいたしましたけれども、事前に総務課長のほうから説明をしたけれどもご理解をいただけなかったという話を聞いておりました。私のほうからまた同じ説明をしても、これはちょっと考えを変えていただくのは無理だろうなというふうに思ってしまったということでございます。今思えば、もう一度お話をして説得をするべきだったろうというふうには反省をいたしているところでございます。

また、もう一度指名選考委員会をなぜ開かなかったのかということでございますが、指名選考委員会を開いても、ルールをこれは外れているわけですから、結果は同じことだろうというふうに思います。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 最後ですか。

[発言する人あり]

○委員長（割貝寿一君） いや、ほかにも指名しなくちゃいけませんので、1回休んでいてください。

○12番（藤田一男君） 関連して。

○委員長（割貝寿一君） 藤田一男君。

○12番（藤田一男君） 多分、経営審査事項ですか、を受けていない業者だとわかれば、町長も多分指名業者に入れなかったと思うんですよね。それをなぜしなかったのかなど、それが1つ残念なことなんですけど、あともう一つは、本来、行政というのは法に基づいて運営していくものが普通なんですけど、地方自治体の長というものは、課長の考えでいいんですが、みずからが全てを承知していて当然だと思っているかどうか、思わなければ、それをカバーするのが職員の任務というか仕事だと思うんですが、その辺はどのように考えているか、ち

よっとお伺いします。

○委員長（割貝寿一君） 証人、生方良一君。

○証人（生方良一君） これは、町長といえども、全てを知っているわけではないとは当然思います。ただ、最終的には意思決定権者でもあると思いますので、ただ、その過程において補佐をするのが職員だろうというふうに思っておりますけれども、前に、私ではありませんが、説明をしても理解をいただけなかったということがございますので、どこまでということはあるかと思えます。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 鈴木茂君。

○7番（鈴木 茂君） 7番、鈴木茂です。

先ほどの話にも出ましたが、Cランクの業者は経営審査を持っていないと、資格を受けていないということは、職員ももちろん知っているし、当時の生方証人も知っていて、振興課長も知っていたと。その中で、町長は、以前より、きょうもですが、私は全くそういうことがわからなかったと、認識不足であったということを行っているわけなんです。今、証人の話を聞くと、当時の総務課長が、Cランクの業者は経審がないから無理ですよと説得したけれども受け入れてもらえなかったと、そういう電話が生方証人のところにあったという話で、証人はそれを受け入れたと、そういうような、今、発言をなされました。

ということは、宮田町長は、その通知書を出した段階では、C業者というのは経審を持っていないというのは既に知っていて、入札当時も既にこれは、そのCランクの業者が落札すればルール違反になると、そういうことを知っていたと。言葉は悪いんですが、確信犯で入札に臨んだと、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（割貝寿一君） 証人、生方良一君。

○証人（生方良一君） 町長がどうおっしゃったかは、ちょっと私は聞いておりませんのでわかりませんが、私も、聞いたのは総務課長からのまた聞きでございますので、直接どうい、具体的にどういう説明を総務課長がされて、町長がどういうふうにおっしゃったのかは、直接は聞いておりませんので、その点については、お答えを差し控えます。

○委員長（割貝寿一君） 皆さんに申し上げます。

相手を出して答えを得るのは追及に当たりますので、本趣旨に反しますので、単純に質問のほうをよろしくお願ひします。

ほかにありますか。

吉田広明君。

○3番（吉田広明君） 3番議員、吉田広明です。

内部機密情報漏えいについて伺いたいと思います。2019年12月号の財界ふくしまにコピーの書類が掲載されておりますが、ごらんになったかと思うんですけれども、当時の思いをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（割貝寿一君） 証人、生方良一君。

○証人（生方良一君） これは、財界ふくしまに写真で載っていた指名選考の内申及び通知書のことです。別な新聞にもちょっと載っていたかと思いますが、それをどういうふうにマスコミが入手したのか私はわかりませんが、これは公文書でございますので、誰でも情報公開制度に基づいて請求をすればコピーを取得することができるものだというふうに思いますので、誰かがそういうことをされたのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） ほかに。

[発言する人なし]

○委員長（割貝寿一君） それでは、以上で、生方良一さんに対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。どうぞ退室してください。

[生方良一証人退室]

○委員長（割貝寿一君） それでは、休憩いたします。

再開は2時45分をお願いします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時45分

○委員長（割貝寿一君） 休憩前に引き続きまして、定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会を開かせていただきます。

進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（小峰由久君） 再度申し上げます。

マスコミを含む傍聴人の皆さんに申し上げます。これより、議場内においての写真や動画などの撮影、録音及びパソコン等の電子機器については一切許可をいたしませんので、ご注意ください。特に、マスコミ関係の方、よろしくお願ひいたします。

事務局において、禁止事項が守られているか確認をお願いいたします。

次に、天沼恵子さんに証言を求めます。天沼恵子さん、入場してください。

〔天沼恵子証人入場〕

○副委員長（小峰由久君） ご着席願ひます。

証人におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、助産婦、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合に証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨お申し出を願ひます。それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないこととなっておりますので、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができ

それでは、質問させていただきます。

入札業者のランクづけはあくまで役場内部のもので、CランクでもBランクの入札に参加できると言われた方がいましたが、どう思いますか。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） 要綱の中には、例えばBの事業ですとその上位、上のほうのA業者は参加できますが、その下については参加できないと思っております。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 町長が新たに4業者を加えて入札することは無理であると、進言いたしましたか。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） これは、10月ごろから12月の起工伺、この辺までちよくちよく町長は口にされておりましたが、そのたびに、Cランクについてはできないというふうに私どもも答えておりました。当然、担当課も答えていたと思います。

○委員長（割貝寿一君） 10月、12月というのは、これは、当時、町長が就任された年の平成28年のことでよろしいですか。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） はい、その直後のことです。

○委員長（割貝寿一君） 当時、町長就任平成28年7月15日、そのわずか、9月、10月ですから、2か月後にこの選定委員会における業者の申請申込書及び通知書の書類に参加できない、手書きでCランクの業者を入れた文書であるということであります。町長は、権限により町で取り決めた実施要綱は変えることができると述べているが、そのとおりかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） 通常、要綱につきましても、基本的に町長は変えることができます。ただし、その時代、それからその場に即さないといえますか、その時代に合わないもの、そういうものについては、担当課長、そのあたりから町長のほうに進言して、いろんな課がまとまって話し合いをした結果、町長に決裁をいただくということで要綱を変える場合もあると存じております。

○委員長（割貝寿一君） 町長権限で何でも変更可能ならば、入札業者選考委員会及びそれぞれの綱領等は無意味なものではないかお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） そのとおりだと思います。

○委員長（割貝寿一君） 入札予定価格は、当初5,000万円ということで、4,000万円台に変更になったのはいつかということで、さきの課長も答弁されましたが、たまたま積算したらその4,000万円台になったということなんですが、それに変わりはありませんか。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） 予算については5,000万円ということだったんですが、担当課は町の財政とかいろいろな考え方を考えて、コストを落とすといいですか、そういったことで苦勞なさっていたのかなと思います。その詳細につきましては、よく担当課でないとわかりません。

私の場合は、私のほうは、そのいきさつについてはわかりません。

○委員長（割貝寿一君） 入札審査時の格付基準について、内部規定の基準内容はどのようなものかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） これは、土木とそれから建設と違うんでありますが、A、B、Cというふうに、すみません、手元にちょっと書類がないので、記憶で言いますが、A、B、Cと分かれ、分類されておりました。Aについては総合点数が900点以上、Bにつきましては600点以上900点未満、Cについては600点未満ということで、A、B、Cの格付がありました。その業者によりまして、できる事業が、町の事業が変わりまして、A業者につきましては5,000万円以上の仕事ができ、B業者につきましては1,500万円以上5,000万円未満、C業者につきましては1,500万円未満という形になっていたと思います。

○委員長（割貝寿一君） 今回の金額は4,000万円台ですから、Bランクが資格者、もしくはその上のAランク業者だと言えるのかどうか、お尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。何、わからなかった。

再度。

○委員長（割貝寿一君） 今回の公共工事入札金額は4,000万円台ですので、最低でも1,500万円以上となるとBランク、もしくはその上のAランクでよいのかどうかお尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） すみませんでした。私どものほうでは、指名運営委員会を開いていたのですが、その4,000万円台のまち整備課のほうの金額が内申によりまして4,000万円台で

したので、私ども指名運営委員会の、当時会長が副町長で不在でしたので、私が代理を務めておりましたが、そこの中で、みんなで話し合いによりまして、要綱によりまして、その金額だったらAの業者とBの業者が該当するということになりました。

○委員長（割貝寿一君） 指名業者選定の際、経営事項審査、経審を受けていたのかチェックしなかったのかという質問なんです、当然、下から持ち上がってきますので、その際は指名参加業者等々の点数と、また、ランクづけも決めてありますので、2年に一遍の入札委員会、運営委員会の決めで、2年に一遍はランクづけしたものがございますので、間違いはないと思うんですが、再度、経審を受けていたのか、チェックしていなかったのかをお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） 私たちは、選定委員会というのを2年に一遍行っております。それは、総務課の財政係が事務で、それで、担当課長がそれぞれの担当課長で組織する組織なんです、そのときの表の中には、もう既に経審を受けていない者はC、それ以外、経審を受けて点数制になっている者は点数となって、もう私たちが見たときには表になっておりましたので、私どもが経審事項が入っていたかどうか、そういう確認という作業をしないまま会議に入ってしまった、ただ、私たちのほうは、消防団に入っている、また、何か入札で不手際があったり、事業に不適があったときにはその業者は点数減をするという、そういう審議を行っておりました。

○委員長（割貝寿一君） 町長がAランク業者を削除し、新たに資格のないCランク業者をつけ加えたのをいつ知ったのか、また、そのときどう思いましたか。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） A業者を2件、その削除をしたのは、私の目の前で削除しました。

Cをつけ加えたのは、私が途中で出てきてしまいましたので、C業者に全て4業者が入ったかどうかを確認しないまま、私は町長室を後にしました。ですので、4業者が入っていると確認したのは、その後です。

心境……引き続き……

〔「そのときどう思ったかで」と言う人あり〕

○証人（天沼恵子君） A業者を2社削るという話についても、ただA業者を削るではなくて、いろいろそこで町長の申し出をどのようにこちらで受けとめたらいいかを、そういうときもありましたので、ただ単に2社を削った、Cを入れたということではないので、削ったとき

には、町長の意を最大限に重視するといえますか、そういうことで、事務的には不手際のないように最大限注意を払ったつもりです。

○委員長（割貝寿一君） 確認ですが、Aランク業者2社を削ったのは目の前で削って、その後の資格のないC業者4業者を手書きで書いたところは見えていないと、後から知ったということなんでしょうか。お尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人、挙手をして答弁をお願いします。

天沼証人。

○証人（天沼恵子君） 私も、何か3年前のことで非常に心苦しいのがあったり、あとは、自分としては恐ろしいといえますか、そういうときのことがありましたので、私もなかなか思い出すのはつらいことになるんですが、この庁舎で一生懸命働いている後輩たちにこのようなことを二度と味わわせたくないといえますか。起こってほしくないという意味を込めて、この場で状況についてお話ししたいと思います。

まず、2業者を削るという提案につきましては、やむなく私のほうで町長に提案をいたしました。それは、なぜかと申しますと、もう12月の暮れに整備課のほうから書類が回ってきて、整備課はもちろん、担当者、担当課長、その印鑑を押してきて総務課に来ました。財政係長、そして課長補佐、私の順で決裁をしましたが、もうそのときに、この決裁が回ったら町長は何て言うだろうという話を課の中でしていましたが、選定委員会でも、絶対にそういうことはさせないようにきちっと課長たちはやろうという話を決めていましたので、印鑑を押して町長のほうに回しました。

町長が、幸い土日にかかったので、そのまま決裁はなかったんですが、月曜日になりました、もう月曜日といっても12月の、師走の最後の週なので、あと3日ほどしかその週がなかったと記憶しています。3日か4日、ちょっとあれですけども。

月曜日かその辺の朝になりました、財政係長と課長補佐から、もう、課長、町長が言っていて手に負えないから、課長、何とか説得してくれという話になりました。そのうちに、私も町長室に呼ばれたんですが、話の内容については、A業者、2社ありますが、片方を削ってC業者を入れろという内容でした。私は、そのA業者の片方、そんなことをしたら、A業者同士が、なぜ自分が入らないのかおかしいでしょうという話をして、C業者もこの要綱には定まっていないし、仕事もBだけれども、Cは入れることができませんという話をしましたところ、町長は、片方の業者がとんでもない業者だから、俺は入れることができないと言って、指名運営委員会をもう一回開き直せという話を町長からされました。

私は、今までもC業者の話をされれば、それはできませんよという話をしていましたので、指名運営委員会を開いても、絶対同じことなんだからそれはできないし、各課長にもそういう話はできないからだめですという話をしたら、町長は非常に激怒して、机をたたきながら、私に、職員として30年、40年やっていて何もできないのかと、何か考えろと、そう言われて、私も恐怖の余りそこを立ち去りたくて、わかりましたと言って、町長室を出ました。

一晩考えて、私の出た結論については、この事業についてはB業者の事業なので、A業者を逆に1社外すとすると非常に大変な騒ぎになり、後で町としても言いわけがつかないということになってしまいますので、では、町長に、片方を削るのであれば、2社削ればB業者の方から、ほかの県南地方のBを入れれば問題ないんじゃないでしょうかと提言いたしました。町長は、そのときに、よしよし、じゃ、そういうふうにするということで、目の前で2社を削り、ちょっと、そのときに、その片方の業者についてちょっとひどいことを言ったように記憶をしております。それで、Cを入れるんだなというので、それはだめですと私も言いましたが、そのときにひどい言葉を言われたんですが、俺が町長なんだから、あんたが町長になってから俺に意見しろと、そう言われて、私はもう心をなくして呆然としていましたら、自分でC業者と思われる、私は見ていないのですが、紙を自分で用意していたようなのですが、そういうのを見ながらすらすらと書き始めたので、もう私はこの場にいたくない、かわりたくないと思い、私は、その場にて町長室を出てきました。

ですので、私は、A業者を削ったことについては、非常に私としても心苦しく思います。ただ、片方のA業者を残してもう一つを削るといった場合に、それ相当な町の説明も必要だし、最大限町の職員を守りながら、しかも町長の意向に沿いながら、そういうことでそういう提案をしてしまいました。なので、C業者については、途中から私は書き始めたので、もう私はこの場にいたくないと、その場を出ました。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） 要するに、威圧を感じたということですね。お尋ねします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） もうせっぱ詰まった様子で町長がいらしたと思います。なので、私にしてみれば、暴言といえますか、そういうことに感じました。

○委員長（割貝寿一君） 平成28年12月下旬の出来事で、年をまたごうとしているときにそういうことがあって、また、翌年平成29年1月13日に入札を行ったということでありました。その当時、副町長不在、辞任されておりましたので、選考委員会の会長が不在と、それで、

副会長である、総務課長であられた証人天沼恵子君、かなり苦勞したと思うんですが、非常に参考になる証言をありがとうございます。

次の質問ですが、本件全ての入札参加業者資格申請と受理手続は誰が行ったかということなんですが、わかればお願いします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） 2年に一遍、それから随時行われますが、資格申請の受け付けということで、総務課のほうで、係については財政係のほうで受け取りまして、町のほうで受理という形をとっていました。

○委員長（割貝寿一君） いろいろと質問を用意しておりましたが、核心的なところを証言いただきましたので、最後に、指名選考に当たり、町長、契約権者が決定したことに對して町長自身が責任をとる、そのような話が出たのかどうか、あればお伺いします。

○副委員長（小峰由久君） 天沼証人。

○証人（天沼恵子君） C業者を入れるとかという話については、先ほど10月から12月、頻繁にいろんな事業の中で町長が言われていたことですがけれども、私と財政とか一緒にいたときに、C業者を入れる、町の公共の事業が高いという話になりまして、もっとC業者のところに頼めばもっと俺は安くできるんだと言っていましたので、いや、それは、町長、そういうことを言うのは談合に当たりますから言わないでくださいと、そういうことを言ったときに町長は激怒していたわけなんです。町長ご自身、そういうことがあったときに、俺は自分で責任をとると、それから、今回についても、C業者を入れるという話になって、私がだめですと答えたときに、自分が言えば大丈夫だからと、町長なんだから大丈夫だからという話はしておりました。

以上です。

○委員長（割貝寿一君） ありがとうございます。

これで、私の代表質問を終わります。

ここからは、進行を私が行います。席の移動を行いますので、少々お待ちください。

それでは、ほかの委員からの質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

鈴木茂君。

○7番（鈴木 茂君） 7番、鈴木茂です。

先ほどの証人の答弁により、入札時における指名業者の名簿登載について、事の真相が明らかになったと思われ。それで、お聞きしますが、確認の意味ですが、町長は、C業者

が経営事項審査を持っていなくて入札に参加することは無理である、仮に落札すれば違反になると、そういうことを承知して臨んだと思われるかどうかをお聞きします。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） 私たち職員もそうですけれども、経営事項審査を受けていない業者が仕事を受け取った場合に刑罰に処するというのは後からわかりました。ですので、私たちは、要綱に沿ってC業者はいけないというふうに思っていましたけれども、町長ご自身も経営審査のことはわかっていなかったのではないかと思います。

○委員長（割貝寿一君） ほかに。

吉田広明君。

○3番（吉田広明君） 3番議員、吉田広明です。天沼さんにお聞きいたします。

1度経営資格審査を経て、起工伺に添付した指名業者を変更した今回の場合、改めて資格審査を受けなければならないというふうになっていると思いますが、今までの説明ですと、やっても仕方がないような答弁をされたと思うんですけれども、確認の意味で、それをしなかったのはどうだったのか、するべきだったのか、それを伺いたいと思います。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） 経営審査に違反しているとわかったのは、いろんな問題が起こってからです。私も、3月まで総務課で、4月に会計室に異動になりましたが、3月中におきまして、全くそういうことは関知せずおりましたので、それをやる必要があるかどうかとか、そういうことは一切問題になりませんでした。

○委員長（割貝寿一君） ほかにはないですね。

吉田広明君。

○3番（吉田広明君） 指名業者を変更する際、町長に対して法令の説明とか、法令基準について変更ができる、できないという説明をしたのか、改めて伺います。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） それは、要綱を変更する、しないということでしょうか。

〔発言する人あり〕

○証人（天沼恵子君） 指名業者を変更するということに関しましては、当然ながら、C業者については、私どもはいけないと言っていましたのであれですけれども、町長がみずから、C業者と私が思われる者を書いていただけで、その場ではよく確認できませんでした。担当課は、私は総務課のほうに来まして、課の中で重要な財政と、課長補佐のほうに、町長

がこういうわけなんだという話をしましたところ、最低でもその業者の中にはB業者が入っておいりましたので、B業者、C業者いずれも、その業者の中に入っている、この事業につきましてはBの位じゃないとできない仕事だということになっておいりましたので、まさか、B業者がとるだろうというふうに感じておいりました。

当然ながら、私も整備課のほうに電話しまして、こういうふうになってしまったんだけれどもどうしようという話をしましたところ、町長が書いて入れたんだから、最高責任者がやってしまったのだからどうしようもないというのを課長のほうから話が来まして、まさかC業者がとるとは思っていなかったというのが事実であります。

○委員長（割貝寿一君） ほかにはありませんか。

青砥與藏君。

○4番（青砥與藏君） 経審の話は確認できなかったというか、記憶というか、必要性を感じなかったのかなとは思いますが、町の規定の話の中で、町長の決裁権というんですか、課長の中では、今、天沼さんが言ったような形で厳粛にやっという話があった。町長は、それを超えて、いや、やっぱり町内の仕事を受けられないそういう業者を何とか持ち上げて仕事をやりたい、そんな話があったというふうに思うんですが、この決裁権というものの考え方、ちょっと微妙な話なんでしょうけれども、当時の課長の天沼さんから見て、どこまでだったら許されるかという感覚は、私には全くわからないものですから、町長決裁権というのはどの辺までだったらいいのかな、そんな話、ちょっと聞きたいんですが。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） ちょっと事例がないので、その入札の件について言えば、私の場合は、B業者の行う事業でしたので、最低でもB業者を入れるべきだと、C業者は、結局、その位、ランクづけに入っていないので、B業者の、例えば県南地域のB業者を全て入れてB業者で固めるべきだということも町長にはおっしゃいました。

○委員長（割貝寿一君） 吉田広明君。

○3番（吉田広明君） 先ほどの質問と関連してお伺いしたいと思います。

起工時の決裁時に建築業法、経審について認識をしていたのか、その認識はいつだったのか。また、指名業者を変更する際、法令の何に基づいて変更ができると町長に提言をしたのか、したかしないかを伺いたいと思います。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） 経審のことにつきましては、表の中には経審という項目はありました

が、私どもは、選定委員会に出席するときには、もう既にそういうのはクリアされて点数制になっておりましたので、私が経営審査をしない業者が仕事をとった場合に違反になると、経営に触れるおそれがあると知ったのは、いろいろ問題が出てからです。それ以前につきましては、結局、経営審査を受けていないものについてはC業者ということになっていましたので、そこを深く追求することはなく、要綱どおりそのまま進めておりました。

町長に、入札の参加を変えるときに何に値するかという法令を説明したのかということなのですが、法令とかそういうものではなくて、本当に短い時間の中で入れるか入れないか、そういうようなことで最低限の私はやりとりをして、最低限のことを食いとめようとしたんですが、そういう考える暇も、もう年末といいますか、その3日間ぐらいの中で、しかも私は一晩考えての削除といいますか、そういうことを最大限町長の意向に沿って、ではBで固めては、という話をするために1日もそこで使ってしまったので、もう容赦なく起工何の日には来ることになるときでしたので、そういう余裕もなく、また、法令に何条とか基づいてもなく、全くそういうことは考える暇もありませんでした。

○委員長（割貝寿一君） ほかにはありませんね。

吉田広明君。

○3番（吉田広明君） 今、お答えになられた年末のお忙しい時期だったと思いますけれども、平成28年12月21日に起工何をし、平成28年12月26日に指名通知を各業者さんに送付されたと思います。さらに、28年12月27日には、設計図書の閲覧ということで、緊急に図書の閲覧まで日程が詰まっていた状況の中で、1月13日にはもう入札と。当然、正月それから年末の業者さんの入札の時期、業者も休んでいる中で、業者さんも大変苦勞されたとも聞いております。また、役場も年末の忙しい調整の時期に担当されていたということで、考える暇もなかったというのが本当のところか、もしくは、法令等を見直す時間もないぐらい忙しかったのか、そういう思いがあったのか、そのときの状況をもう一度確認したいと思います。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） 正直、年末年始は忙しくて、そういうことは言っていられないんですが、私どもについては、入札の指名の業者もあった中で、いずれもB業者、C業者となると、当然仕事についてはいろいろ経験もあるし、今までの経過から、経過といいますか、そういう入札の中から考えると、上位のクラスの業者が落札ということになっているのが通常でしたので、当然ながら、私どもはBがとるんじゃないか、とるんだからそれは心配ないのかなど、ある反面、そういう思いをしていましたので、そこにC業者がとってしまっ、私ども

も本当に当日心が乱れたといえますか、みんなそういう気持ちで動揺したと思っております。

○委員長（割貝寿一君） ほかに。

藤田一男君。

○12番（藤田一男君） 藤田です。

ちょっとお伺いしますが、私も議員になって約24年になりますが、昔ちょっとあったような気がするんですけども、今までの町長さんの中で、工事等指名運営委員会で業者を決定した後に変更になったことがあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（割貝寿一君） 証人、天沼恵子君。

○証人（天沼恵子君） 私の知り得る限りのことしかお答えできませんが、私の知り得る限りではなかったと思います。

○委員長（割貝寿一君） それでは、以上で、天沼恵子さんに対する尋問は終了いたします。

証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。どうぞ退室してください。

[天沼恵子証人退室]

◎その他

○委員長（割貝寿一君） 以上をもちまして、本日の証人尋問は全て終了しました。

そのほか、何か委員の方でございませんか。

[「なし」と言う人あり]

◎閉会の宣告

○委員長（割貝寿一君） これをもって定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時36分

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会委員長 割 貝 寿 一

